

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月14日

【四半期会計期間】 第90期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 ホッカホールディングス株式会社

【英訳名】 HOKKAN HOLDINGS LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役社長 工藤 常史

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 山崎 節昌

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 山崎 節昌

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第89期 第2四半期 連結累計期間	第90期 第2四半期 連結累計期間	第89期
会計期間		自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高	(百万円)	89,768	83,051	169,714
経常利益	(百万円)	3,929	2,143	4,639
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,243	1,241	1,966
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,682	1,882	2,753
純資産額	(百万円)	50,407	51,926	49,780
総資産額	(百万円)	137,358	139,992	138,175
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	33.36	18.46	29.24
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	34.4	34.3	33.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,400	4,603	9,710
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,315	8,324	9,743
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	86	2,958	673
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	1,715	1,775	2,459

回次		第89期 第2四半期 連結会計期間	第90期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	21.85	8.69

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、期初は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による影響から生産面を中心に弱めの動きが見られたものの、雇用や所得環境が改善するもとで、景気は緩やかに回復する状況で推移いたしました。

当第2四半期連結累計期間における清涼飲料業界の状況につきましては、4月からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動と、8月半ば以降、天候不順により低温が続いたこと、さらには西日本を中心とした台風や豪雨の影響等が重なり、急激に市場が冷え込む結果となりました。そのため、清涼飲料業界全体では前年を下回る結果となりました。カテゴリー別では、ミネラルウォーターにつきましては堅調に推移いたしましたものの、その他の清涼飲料（炭酸飲料・スポーツドリンク・茶系飲料等）は前年を下回る結果となりました。また、缶コーヒーにつきましても、コンビニエンスストアで展開されているカウンターコーヒーが広く普及した影響や自動販売機による販売が低迷したこと等により前年を下回る結果となりました。

食品缶詰業界につきましては、農産缶詰では原料等が比較的安定して確保されたことにより前年を上回りました。しかしながら、水産缶詰では円安による輸入原料の高騰に伴う製品価格の値上げと、夏場の海水温の影響により水産原料の水揚げが大幅に遅れたことなどが影響し前年を下回りましたため、食品缶詰全体では前年を下回る結果となりました。

#### 〔容器事業〕

##### (メタル缶)

###### 飲料缶・食品缶

飲料用スチール空缶につきましては、主力の缶コーヒーの市場が低調に推移したため、飲料用スチール空缶全体では前年を下回る販売となりました。また、食品缶詰用空缶につきましては、主力のスイートコーン缶が前年を上回る販売となりましたものの、水産缶詰が減少となりました結果、食品缶詰用空缶全体では前年を下回る結果となりました。

###### その他

エアゾール用空缶につきましては、当社独自の開発容器の販売が順調に推移し、また、自動車関連用品を新たに受注するなど前年を上回る販売となりました。

美術缶につきましては、ギフト商品が減少したものの、洋菓子関連の新規受注等により前年を上回る販売となりました。

##### (プラスチック容器)

###### 飲料用ペットボトル

飲料用ペットボトルにつきましては、8月半ばからの天候不順の影響を受けたため、前年を下回る結果となりましたものの、プリフォーム（ボトル成形前の中間製品）につきましては積極的な営業活動を展開したことにより、前年を上回る結果となりました。

#### 食品用ペットボトル

食品用ペットボトルにつきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による影響などにより醤油用ボトル、食品油用ボトルの販売が減少したため、食品用ペットボトル全体では前年を下回る結果となりました。

#### その他

一般成形品につきましては、化粧品用や住宅用洗剤の新製品を受注するなど前年を上回る結果となりました。また、バッグインボックスも順調に推移したことから一般成形品全体では前年を上回る販売となりました。

以上の結果、容器事業全体の売上高は、22,166百万円（前年同期比9.0%減）となり、営業利益は80百万円（前年同期は営業損失276百万円）となりました。

#### 〔充填事業〕

##### （缶製品）

缶製品につきましては、リシール缶（ボトル缶）および炭酸製品は天候不順の影響等により減少となりましたが、通常缶によるコーヒー製品は缶ライン増強の効果もあり、前年を上回る結果となりました。

##### （ペットボトル製品）

ペットボトル製品につきましては、アセプティック（無菌充填）を含む大型ペットボトル製品は、ミネラルウォーター用の新ラインが5月から稼働したものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響等により前年を下回る結果となりました。また、アセプティック（無菌充填）を含む小型ペットボトル製品につきましても、夏場の天候不順やお客様によるボトル成形から充填までの一貫生産の拡大の影響により前年を下回る結果となりましたため、ペットボトル製品全体では前年を下回る販売となりました。

以上の結果、充填事業全体の売上高は、58,361百万円（前年同期比7.0%減）となり、営業利益は1,836百万円（前年同期比52.2%減）となりました。

##### （機械製作事業）

機械製作部門につきましては、グループ内において飲料充填ライン等を受注しましたが、グループ外については、自動車部品生産機械の販売が順調でありましたものの、その他規格製品である小袋充填機が減少する等、前年を下回る販売となりました。以上の結果、機械製作事業全体の売上高は506百万円（前年同期比23.9%減）となり、営業利益は43百万円（前年同期比48.1%減）となりました。

##### （その他）

インドネシアにおいて、容器（ペットボトル）製造から内容物の充填までを一貫しておこなうPT.HOKKAN INDONESIA（ホッカン・インドネシア）では、同国の経済成長率が今後も高く続くものと予想されるなか、都市部を中心に飲料製品の需要は確実に増加しており、同社においてもコーヒー飲料を中心に順調に販売いたしました。また、今期中に予定されている第2ラインの稼働に伴い、新規顧客を獲得していくことで拡大期にある同国の飲料市場で安定した基盤を確立してまいります。

また、第1四半期連結会計期間より、ベトナムにおいて、清涼飲料の受託充填事業を営んでおりますNIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.（日本キャンパック・ベトナム）を連結の範囲に含めております。以上の結果、工場内の運搬作業等をおこなっております株式会社ワーク・サービスを加えた其他全体の売上高は、2,017百万円（前年同期比0.5%増）となり、営業利益は102百万円（前年同期比44.9%減）となりました。

以上により、当第2四半期連結累計期間における売上高は83,051百万円（前年同期比7.5%減）となり、営業利益は1,525百万円（前年同期比53.7%減）、経常利益は2,143百万円（前年同期比45.4%減）、四半期純利益1,241百万円（前年同期比44.7%減）となりました。

## (2) 財政状態の分析

## (総資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産の残高は139,992百万円(前連結会計年度末は138,175百万円)となり1,816百万円の増加となりました。これは受取手形及び売掛金並びに電子記録債権が減少(34,234百万円から32,508百万円へ1,725百万円の減)したものの、有形固定資産が増加(61,748百万円から65,339百万円へ3,591百万円の増)したことが主な要因であります。

## (負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債の残高は88,065百万円(前連結会計年度末は88,395百万円)となり329百万円の減少となりました。これは借入金が増加(44,433百万円から47,885百万円へ3,451百万円の増)したものの、買掛金の減少(27,300百万円から25,298百万円へ2,001百万円の減)、流動負債の「その他」に含まれております設備関係未払金が減少(3,299百万円から1,688百万円へ1,611百万円の減)したことが主な要因であります。

## (純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は51,926百万円(前連結会計年度末は49,780百万円)となり2,146百万円の増加となりました。これは主に四半期純利益1,241百万円の計上、その他有価証券評価差額金が増加(3,142百万円から3,478百万円へ335百万円の増)したことが主な要因であります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローで4,603百万円の増加(前年同期は5,400百万円の増加)、投資活動によるキャッシュ・フローで8,324百万円の減少(前年同期は5,315百万円の減少)、財務活動によるキャッシュ・フローで2,958百万円の増加(前年同期は86百万円の減少)がありました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益2,069百万円(前年同期は3,858百万円)、減価償却費3,957百万円(前年同期は3,803百万円)、売上債権の減少に伴う資金の増加額1,832百万円(前年同期は152百万円の増加)、仕入債務の減少に伴う資金の減少額2,005百万円(前年同期は406百万円の増加)、法人税等の支払額814百万円(前年同期は1,217百万円)が主な増減要因であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、PT.HOKKAN INDONESIAの第2ライン増設及び株式会社西日本キャンパックの飲料充填ライン増設等に伴う有形固定資産の取得による支出8,000百万円(前年同期は4,017百万円)が主な減少要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期及び短期借入金の返済33,175百万円(前年同期は22,511百万円)の支出及び、長期及び短期借入れによる収入36,618百万円(前年同期は22,807百万円)、提出会社による配当金の支払額252百万円が主な増減要因であります。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ766百万円減少し、1,775百万円となりました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

##### (1) 会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

##### (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループ(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、大正10年(1921年)の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、平成17年10月に純粋持株会社へ移行し、「グループ全体の最適な戦略立案」「事業会社の経営執行の監督」「グループ資源の最適配分」を行ってまいりました。

また、平成23年度より中期5ヵ年計画「ACTIVE-5」をスタートいたしました。本年度がその4年目となります。当社グループでは、中期経営計画における最終年度の目標達成に向け、これまでの取り組み成果を今一度検証し、「既存事業の持続的成長」と「新たな事業展開への挑戦」に向けて当社グループが一体となり、更なる成長を目指してまいります。

上記のように、当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成23年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決定し、同年6月29日開催の定時株主総会においてご承認をいただいております。その後、同対応策の有効期限の満了を迎えたため、所要の変更を加えた上で、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、新たに買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を株主の皆様にご承認いただいております。

(イ) 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

(ロ) 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

(ハ) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、当社は、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

## (二) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

### a. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、提案する大規模買付行為の概要等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

### b. 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には当該書面に従い、必要情報を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

なお、提出された必要情報について当社取締役会は速やかに独立委員会に提出することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、独立委員会が、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、独立委員会が、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

### c. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付の場合は最長60日間、それ以外の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（いずれも情報完了通知の発送日の翌日から起算されます。以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。独立委員会は取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案等を受領した上、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告を行うに至らない場合等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとし、また、その場合、延長する理由及び期間について開示いたします。

取締役会評価期間中、独立委員会は独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行います。



## d. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様へ本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。

当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行し、その旨を開示します。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合（なお、かかる株主総会の決議は普通決議によるものといたします。）、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当社は、当該株主総会の結果を決議後適時適切に開示いたします。

## e. 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付者は大規模買付行為を実施できないものとします。したがって、大規模買付者は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ大規模買付行為を開始できるものとします。

## (ホ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

## a. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が当該時点で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間等を設けることがあります。

## b. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付者による大規模買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の当該提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

## c. 対抗措置発動の停止等について

上記a.又はb.において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得等の方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## (ハ) 株主の皆様にご与える影響等

## a. 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

## b. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## (ト) 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期限は、平成29年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランは、株主総会において承認可決され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

(4) 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」をはじめとする買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有しています。

(イ) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

なお、当社は、本プランの発動にあたり、新株予約権の行使が認められない者に対し、新株予約権の金銭等による買取等、金銭等の経済的な利益の交付は行いません。

(ロ) 事前の開示

当社は、株主の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に必要な判断の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も法令等に従い、必要に応じて適時適切な開示を行います。

(ハ) 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の第89回定時株主総会において、承認されたものでありますので、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告等を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は460百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、当社グループはベトナムにおいて清涼飲料水の受託充填事業を営むNIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.を連結の範囲に含めたことなどにより、その他事業において137名増加しております。

これにより当社グループの従業員数は1,856名となっております。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	67,346,935	67,346,935	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数は 1,000株で あります。
計	67,346,935	67,346,935		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日		67,346,935		11,086		10,725

## (6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社トーモク	東京都千代田区丸の内2-2-2	5,926	8.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	3,274	4.86
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1-5-5(東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランドトリトンスクウェアZ棟)	3,273	4.86
ホッカンホールディングスグループ取引先持株会	東京都千代田区丸の内2-2-2	2,953	4.38
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	2,000	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,000	2.97
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	1,805	2.68
株式会社北海道銀行	北海道札幌市中央区大通西4-1	1,765	2.62
株式会社メタルワン	東京都港区芝3-23-1	1,700	2.53
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町2-2-3日比谷国際ビル	1,565	2.32
計		26,267	39.00

(注) 所有株式数には信託業務に係る株数を下記のとおり含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2,000千株

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 80,000 (相互保有株式) 普通株式 9,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,996,000	66,996	
単元未満株式	普通株式 261,935		
発行済株式総数	67,346,935		
総株主の議決権		66,996	

## 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) ホッカンホールディングス 株式会社	東京都千代田区丸の内 2 - 2 - 2	80,000		80,000	0.12
(相互保有株式) トーウンサービス株式会社	埼玉県さいたま市大宮区 土手町1 - 49 - 8	9,000		9,000	0.01
計		89,000		89,000	0.13

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、きさらぎ監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,459	1,775
受取手形及び売掛金	29,664	28,207
電子記録債権	4,569	4,301
商品及び製品	5,321	5,517
仕掛品	2,304	2,530
原材料及び貯蔵品	2,471	2,555
繰延税金資産	712	742
その他	3,689	3,506
貸倒引当金	21	19
流動資産合計	51,171	49,116
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	20,784	22,101
機械装置及び運搬具（純額）	18,352	20,932
土地	15,791	15,791
リース資産（純額）	1,094	1,185
建設仮勘定	5,432	4,963
その他（純額）	292	364
有形固定資産合計	61,748	65,339
無形固定資産		
1,254		1,652
投資その他の資産		
投資有価証券	19,777	20,413
長期貸付金	1,039	980
繰延税金資産	231	34
その他	3,104	2,607
貸倒引当金	151	152
投資その他の資産合計	24,001	23,883
固定資産合計	87,003	90,876
資産合計	138,175	139,992



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	27,300	25,298
短期借入金	11,422	13,227
リース債務	390	448
未払法人税等	748	590
賞与引当金	846	812
その他	9,534	7,646
流動負債合計	50,242	48,024
固定負債		
長期借入金	33,011	34,657
リース債務	908	906
繰延税金負債	151	734
退職給付に係る負債	3,266	2,852
その他	814	890
固定負債合計	38,152	40,041
負債合計	88,395	88,065
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,086	11,086
資本剰余金	10,750	10,750
利益剰余金	22,167	23,187
自己株式	26	26
株主資本合計	43,978	44,997
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,142	3,478
繰延ヘッジ損益	10	4
為替換算調整勘定	94	299
退職給付に係る調整累計額	859	825
その他の包括利益累計額合計	2,178	2,955
少数株主持分	3,623	3,973
純資産合計	49,780	51,926
負債純資産合計	138,175	139,992

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	89,768	83,051
売上原価	79,333	74,639
売上総利益	10,435	8,412
販売費及び一般管理費	1 7,143	1 6,886
営業利益	3,291	1,525
営業外収益		
受取利息	7	12
受取配当金	125	157
持分法による投資利益	663	458
受取賃貸料	35	63
その他	93	222
営業外収益合計	925	914
営業外費用		
支払利息	236	195
その他	50	100
営業外費用合計	287	295
経常利益	3,929	2,143
特別利益		
投資有価証券売却益	30	-
特別利益合計	30	-
特別損失		
固定資産除却損	100	72
その他	0	1
特別損失合計	100	74
税金等調整前四半期純利益	3,858	2,069
法人税、住民税及び事業税	1,369	564
法人税等調整額	166	91
法人税等合計	1,203	656
少数株主損益調整前四半期純利益	2,655	1,413
少数株主利益	411	172
四半期純利益	2,243	1,241

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,655	1,413
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	490	309
繰延ヘッジ損益	8	13
為替換算調整勘定	514	79
退職給付に係る調整額	-	32
持分法適用会社に対する持分相当額	41	61
その他の包括利益合計	26	468
四半期包括利益	2,682	1,882
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,427	1,694
少数株主に係る四半期包括利益	254	187

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	3,858	2,069
減価償却費	3,803	3,957
のれん償却額	-	68
貸倒引当金の増減額(は減少)	5	1
賞与引当金の増減額(は減少)	13	37
退職給付引当金の増減額(は減少)	26	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	701
前払年金費用の増減額(は増加)	70	-
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	564
受取利息及び受取配当金	133	170
支払利息	236	195
為替差損益(は益)	21	-
持分法による投資損益(は益)	663	458
投資有価証券評価損益(は益)	0	-
投資有価証券売却損益(は益)	30	-
ゴルフ会員権評価損	0	1
有形固定資産除売却損益(は益)	100	72
売上債権の増減額(は増加)	152	1,832
たな卸資産の増減額(は増加)	189	484
その他の資産の増減額(は増加)	211	86
仕入債務の増減額(は減少)	406	2,005
その他の負債の増減額(は減少)	631	513
未払消費税等の増減額(は減少)	21	297
その他	59	135
小計	6,676	4,911
利息及び配当金の受取額	178	319
利息の支払額	238	195
法人税等の支払額	1,217	814
法人税等の還付額	-	383
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,400	4,603

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	4,017	8,000
投資有価証券の取得による支出	526	22
投資有価証券の売却による収入	67	-
長期前払費用の取得による支出	0	5
貸付けによる支出	556	184
貸付金の回収による収入	11	59
子会社出資金の取得による支出	49	-
その他	245	171
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,315	8,324
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	22,307	30,844
短期借入金の返済による支出	17,882	25,056
長期借入れによる収入	500	5,773
長期借入金の返済による支出	4,628	8,118
リース債務の返済による支出	187	217
セール・アンド・リースバックによる収入	70	-
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	252	252
少数株主への配当金の支払額	13	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	86	2,958
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3	766
現金及び現金同等物の期首残高	1,470	2,459
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	248	82
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 1,715	1 1,775

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間より、重要性が増したNIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.を連結の範囲に含めておりません。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
(会計方針の変更)	<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当第2四半期連結累計期間の期首において、投資その他の資産の「その他」に含まれております退職給付に係る資産が857百万円増加、退職給付に係る負債が487百万円減少し、利益剰余金が445百万円増加しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。</p>

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対して、保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
従業員	13百万円	11百万円

借入金に対して保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
ユニバーサル製缶(株)	200百万円	611百万円
HOKKAN THAI CO.,LTD.		101

## (四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
荷造運送費	1,676百万円	1,448百万円
給料手当	1,077 "	1,114 "
賞与引当金繰入額	96 "	96 "
退職給付費用	50 "	48 "
研究開発費	416 "	386 "
減価償却費	309 "	328 "
保管料	1,182 "	1,188 "
貸倒引当金繰入額	5 "	4 "

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金	1,715百万円	1,775百万円
現金及び現金同等物	1,715百万円	1,775百万円

## (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成25年3月31日	平成25年6月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

## 3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成26年3月31日	平成26年6月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成26年9月30日	平成26年12月8日	利益剰余金

## 3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	容器 事業	充填 事業	機械製作 事業	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	24,362	62,733	664	87,760	2,008	89,768		89,768
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,429		2,301	8,730	820	9,551	9,551	
計	30,791	62,733	2,965	96,491	2,828	99,319	9,551	89,768
セグメント利益又は損失( )	276	3,845	83	3,652	186	3,838	547	3,291

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業及び工場内運搬作業等の請負事業であります。

2 セグメント利益の調整額 547百万円には、セグメント間取引消去96百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 643百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	容器 事業	充填 事業	機械製作 事業	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	22,166	58,361	506	81,034	2,017	83,051		83,051
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,282		3,814	9,097	807	9,904	9,904	
計	27,449	58,361	4,320	90,131	2,824	92,955	9,904	83,051
セグメント利益	80	1,836	43	1,959	102	2,062	537	1,525

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業及び工場内運搬作業等の請負事業であります。

2 セグメント利益の調整額 537百万円には、セグメント間取引消去92百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 629百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に變更しております。当該変更による影響は軽微であります。



## (金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

## (有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

## (デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	33円36銭	18円46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,243	1,241
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,243	1,241
普通株式の期中平均株式数(千株)	67,270	67,264

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第90期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当については、平成26年11月5日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	252百万円
1株当たりの金額	3円75銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月8日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月11日

ホッカホールディングス株式会社

取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 佐野 允夫 印

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 安田 雄一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているホッカホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ホッカホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。